

## ドイツ

### 1 経済及び雇用・失業等の動向

2004年の経済成長率はマイナス0.1%となり、前年に比べさらに低成長となった(表2-16)。

雇用情勢を見ると、2004年の失業率は10.5%となり、引き続き高い水準で推移している。

〈表2-16〉 ドイツの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

年 月	2001	2002	2003	2004	2005	
					1~3	4~6
実質 GDP 成長率	1.2	0.1	-0.2	1.6	-0.3	1.5
就業者数	38,711	39,096	38,722	38,868	38,575	38,853
被用者数	27,914	27,646	27,051	26,608	—	—
失業者数(全国)	3,858	4,060	4,376	4,381	5,144	4,826
西部ドイツ	2,478	2,498	2,753	2,781	3,361	3,183
東部ドイツ	1,374	1,563	1,623	1,600	1,782	1,643
失業率(全国)	9.4	9.8	10.5	10.5	12.4	11.6
西部ドイツ	7.7	7.6	8.4	8.5	10.2	9.7
東部ドイツ	17.5	17.7	18.5	18.4	20.6	19.0

資料出所：内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」(GDP)  
連邦統計局“Wirtschaft und Statistik 6/2005, 9/2005”(GDP以外)

(注1) 実質GDP成長率の四半期数値は、対前年同期比。

(注2) 就業者数=Erwerbstätige。

(注3) 被用者数は、社会保障加入義務のある被用者数(Sozialversicherungspflichtig Beschäftigte)

(注4) 就業者数・失業者数/率の四半期数値は、月別数値を平均して海外情報室で計算した数値。

(注5) 四半期数値は季節調整値。

(注6) 失業者数は公共職業安定機関に失業登録した者の数で、失業率はそれを基に算出。

### 2 賃金・物価・労働時間等の動向

製造業生産労働者の時間当たり賃金上昇率は、2004年は2.1%となった。

〈表2-17〉 ドイツの賃金及び消費者物価上昇率の推移

年 月	2002	2003	2004	2005	
				1~3	4~6
製造業生産労働者時間賃金					
全 国(ユーロ)	14.56	14.93	15.24	15.42	15.45
上昇率(%)	2.3	2.5	2.1	1.8	1.2
西部ドイツ(ユーロ)	15.17	15.56	15.89	16.03	16.09
上昇率(%)	2.1	2.6	2.1	1.8	1.3
東部ドイツ(ユーロ)	10.66	10.89	11.13	11.30	11.27
上昇率(%)	2.7	2.2	2.2	1.6	1.3
職員労働者(ホワイトカラー)月間賃金					
全 国(ユーロ)	3,198	3,304	3,384	3,425	3,450
上昇率(%)	2.8	3.3	2.4	2.1	2.1
西部ドイツ(ユーロ)	3,285	3,389	3,477	3,510	3,536
上昇率(%)	3.5	3.2	2.4	2.1	2.0
東部ドイツ(ユーロ)	2,415	2,511	2,572	2,608	2,621
上昇率(%)	-0.2	4.0	2.4	2.1	2.0
消費者物価上昇率 (%)	1.4	1.1	1.6	1.8	1.7

資料出所 連邦統計局“Wirtschaft und Statistik”

(注1) 率は対前年比または対前年同期比。

(注2) 事務職員の数値は、製造業、商業、自動車修理業、金融業のもの。

事務職員(ホワイトカラー)の月当たり賃金上昇率は、2004年は2.4%となった。

消費者物価上昇率は2004年は1.6%となった。

製造業生産労働者の週当たり平均労働時間は2004年は37.9時間で、地域別にみると西部ドイツでは37.6時間、東部ドイツでは39.7時間となった。

〈表2-18〉 ドイツの週当たり平均労働時間の推移

年 月	2001	2002	2003	2004	2005	
					1~3	4~6
全 国	38.0	37.9	37.9	37.9	37.4	37.8
西部ドイツ	37.8	37.6	37.7	37.6	37.1	37.5
東部ドイツ	39.8	39.6	39.6	39.7	38.9	39.7

資料出所 連邦統計局“Wirtschaft und Statistik”

(注) 製造業の生産労働者。

### 3 労働施策の概要と最近の動向

#### (1) 雇用・失業対策の概要

ドイツでは、雇用・失業対策の大枠は、連邦労働社会省が立案し、その実施は、公法上の法人である連邦雇用庁(BA ; Bundesagentur für Arbeit<sup>(注1)</sup>)が行っている。

公共職業安定所については、現在、失業給付受給資格者のみならず就労能力のある人々全般を対象にサービスを実施できるよう社会事務所(各市町村にあり、日本の社会保険事務所にほぼ相当)と統合してサービスを行う、市町村・BA「労働共同体」[Arbeitsgemeinschaft]('ジョブセンター'とも呼称される。詳細は後述の4の(3) a (b)イの(オ)参照)パイロットプログラムが展開されている。

#### (2) 職業能力開発政策の概要

職業能力開発の基本体系は、労使と職業学校(州が所管)関係者が長年築き上げてきた制度が中心になっている。その主なものは、①職業養成訓練(「デュアルシステム」。下記参照)、②職業向上訓練(職業知識・能力の向上のため企業内等で実施。資格試験は、各地の職能団体(手工業会議所等)が実施)、③職業転換訓練(職種等の転換のため企業内で実施。成人向け)の3つ

である。

#### a 職業養成訓練(デュアルシステム)

職業養成訓練は、若年者を対象に、幅広い職業的基礎訓練と、有資格の職業活動に必要な専門的知識・技能の修得を行わせるものである。国が職種と訓練課程を決め、これに基づき、各地の職能団体(手工業会議所、商工会議所等)が詳細を定めている。これに従って、各企業が各職能団体から養成訓練機関としての認定を受け、訓練生と養成訓練契約(訓練職)を結び、訓練生が一定期間(2年以上3年以下；期間については短縮の動きが近時ある)訓練を受ける仕組み(週のうち1～2日は州が所管する職業学校等に通学。企業実習と学校での教育の2本立て('デュアルシステム'))となっている。

近年、この養成訓練について問題になっているのは、①企業が提供する養成訓練生のポストが、養成訓練生になることを希望する生徒の需要を下回っていること、特にそれが東部ドイツ地区で著しいこと、②養成訓練契約を結んだ訓練生の相当数が中途で離脱すること(2001年で23.7%)、③企業の提供する養成訓練生のポストで相当多くが空きポストのまま充足されずに残り、一方、適当な養成訓練ポストがないとする養成訓練希望者が多い、という職種に係る「ミスマッチ」の問題、④養成訓練で提供される職種が、日本でいえば中卒・高卒を対象とする技能的な職種が主となっている反面、技術革新などに伴い、事業主が大学等、高等教育機関による知識を習得した労働者を求める傾向が強まりつつあること、などである。

#### b 職業訓練に対する支援

職業訓練に対する支援としては、国が、①労働・社会分野の基本法である社会法典に基づき、職業訓練受講者に補助金を支給したり、②一部の州が州法で、有給教育訓練休暇の付与等を規定するなどしている。

### (3) 賃金制度

法定の最低賃金制度はない。賃金等の労働条件は、原則として、産業・地域別(主に州単位)の事業主団体・労働組合団体間交渉により締結される労働協約によって規定され、この中で最低賃金が規定される。労働協

約は、①締結する事業主団体に所属する事業主に適用され、ドイツでは事業主の大半が何らかの形で事業主団体に所属していること、②一般的拘束力宣言による拡張適用が比較的広く行われることから、労働者の大半に適用されているとされる。しかし、最近、事業主側は、EU 拡大に伴い中東欧諸国やアジア諸国などの外國企業との競争にさらされている現状において、こうした制度は不適当であるとし、より個別企業の業績が反映できるよう、制度改革を求めていた。一方、労働組合側は、「労働協約の例外を認める例が増大しており、労働協約が有する、最低限の労働条件を確保する機能が失われつつある」として、法定最低賃金制度の導入を求めるようになってきている。

### (4) 労働時間制度

法定労働時間は、EU の労働時間指令に沿った形で、1日の最長労働時間が8時間と定められている(新労働時間法1994年)。実際の労働時間は、この範囲内で、労使協約で定められている。

## 4 労働施策をめぐる最近の動向

### (1) 職業訓練協定の締結

#### a 概 要

2004年6月17日、ドイツ政府と経済界は職業訓練協定を結び、シェレーダー首相とドイツ産業連盟(BDI)、ドイツ経営者連盟(BDA)、ドイツ商工会議所(DIHK)及びドイツ手工業会議所(ZDH)の経済団体首脳による調印が行われた。これにより、同年5月7日に連邦議会で可決されていた職業教育訓練保障法案の立法化手続きは凍結された。

#### b 経 緯

ドイツでは職業訓練(職業養成訓練；デュアルシステムに係るもの)の場は近年減少し続けており、2001年の57万人分から2003年には48万5,000人分に減少した。2003年には約2万5,000人分の職業訓練の場が不足しており、BA(連邦雇用庁)の試算によると、2004年には少なくとも6万人分が不足すると見込まれた。

この状況を受けて、2003年3月、政府は「アジェンダ2010」の中で、事業所が職業訓練の場の創設を怠るな